

音楽著作権料支払いに関する一考察

先日役員会で音楽著作権料の支払いについて話題となりましたので、少し私の見解を述べてみたいと思います。

著作権は皆さんご承知の通り知的財産権の1つです。

知的財産権にはその他に特許権などがありますが、特許権と違って著作権は特に登録しなくても、自分のオリジナルな創作物を作った時点で自動的に発生し、創作者に権利が与えられます。音楽の場合は作曲家、作詞者が著作権者となりますが、その他編曲者、演奏者がCDなど作った場合などにもそれに付随した権利が与えられます。

他人が作った楽曲を演奏する場合、通常著作権所有者の承諾、および使用料の支払いが必要となります。基本的にはそれぞれの曲の著作権者に連絡して、相談の上使用料を決めて何らかの方法で支払うこととなりますが、現実問題としてこれはほとんど不可能なので、代行業者をお願いすることとなります。日本にはこの著作権に関する事務手続きを管理代行する団体がいくつかありますが、最も大きな団体が日本著作権協会（JASRAC）です。作曲家、作詞家、演奏家など一部はこれらの団体と契約し、著作権使用料の徴収を委託していますので、もし仮にそれらの作曲家本人に連絡がついて交渉しようとしても、たとえばJASRACに委託しているのでそちらと交渉してくださいという話になるはずで、JASRACは単なる代行業者ですから、指示に従う必要はありませんが、著作権者（作曲家、作詞家など）がこの代行業者を介して支払いよう要求するならそれに従う必要はあります。その代行業者がその後著作権所有者にどのように、どの程度支払うかはこちらの関与すべきことではありません。

他人が作った曲を演奏する場合、演奏許可を得る事と、必要であれば使用料を支払う義務は演奏者側にありますので、指示されたから、要求があったら支払うのではなく、最初から自発的に支払わなければなりません。ただし明らかに著作権の消失している場合（たとえばベートーベン、モーツァルトなどの楽曲のみのプログラムである場合）は、JASRACなどの代行業者に報告する義務は全くありません。（なお著作権は音楽の場合創作者の死後50年で消失します。） JASRACから、演奏会を開催する場合はどのような曲でも一応申請していただいて、JASRACで支払いが必要かどうか決めますと言ってこられる場合があるようですが、上記のように明らかに著作権料の発生しない場合は、このような戯言（たわごと）は全く無視してかまいません。

余談ですが作曲家がJASRACと契約した場合、作曲家本人が自分の曲を演奏する場合でも、JASRACを通して著作権料を作曲家（つまり自分に）に支払う義務があるそうです。

著作権料を支払う必要が無い場合がありますので知っておく必要があります。皆さんご存じだとは思いますが、一応述べておきますと、1) 入場料無料、2) 演奏者が無報酬、3) 公演が営利目的でない事をすべて満たす場合は支払い不要です。その場合も演奏すること自体の承諾は必要ですが、楽譜が販売されている場合は、作曲家も演奏されることが前提で発表しているわけですから、特別な場合以外拒否するはずもなく、社会通念上いちいち許可を得る必要は無いように思います。

この件に関しご意見があればお寄せください。

藤原敬

